

第12次石川県交通安全計画(案)について

計画の趣旨・計画期間

- 交通安全対策基本法に基づき、本県の陸上交通の安全の総合的な取組の方向性を示すもの
- 今年3月に策定された国の「第12次交通安全基本計画」や、社会情勢の変化に対応
- 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間

計画の基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
- 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 交通社会を構成する三要素「人間・交通機関・交通環境」
- これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項
- 横断的に重要な事項

第1章 道路交通の安全

I 交通事故の現状及び数値目標

第11次石川県交通安全計画（R3～R7）（単位：人）							
項目	目標値	R3	R4	R5	R6	R7	期間平均
死者数	30	26	22	28	30	32	27.6
重傷者数	210	208	243	267	224	282	244.8

第12次石川県交通安全計画（R8～R12）

死者数：25人以下

重傷者数：210人以下

II 交通事故の特徴

- 高齢者（65歳以上）の交通事故死者数が全死者数の約7割を占め、うち高齢歩行者の死者数が全死者数の約3割を占めている
- 歩行者の死者数が、全死者数の約4割を占めている
- 幹線道路（国道、主要地方道、県道）での交通事故死者数が約6割を占めている 等

第12次石川県交通安全計画(案)について

第1章 道路交通の安全

Ⅲ 施策の柱(主な取組) ※ 下線部は第12次石川県交通安全計画で新たに盛り込む施策

1 道路交通環境の整備

- ・ ゾーン30プラス等による生活道路における交通安全対策の推進
- ・ 歩車分離式信号の整備等による幹線道路対策の推進
- ・ 駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺における歩道拡幅等の交通安全対策
- ・ 自転車走行指導帯など自転車通行空間の計画的な整備

2 交通安全思想の普及徹底

- ・ 交通マナーアップ運動による歩行者の安全確保
- ・ 中高生への自転車の安全な利用に対する交通安全教育など自転車の安全利用の推進
- ・ 「ながらスマホ」対策の強化

3 安全運転の確保

- ・ 高齢者講習、認知機能検査・運転技能検査等の実施
- ・ 「外免切替」制度の厳格な運用等外国人運転者対策の強化

4 車両の安全性の確保

安全運転サポート車（サポカー）等の乗車体験機会の提供による先進安全技術の活用・普及促進

5 道路交通秩序の維持

- ・ 交通事故多発路線等における交通事故抑止に資する指導取締りの推進
- ・ 自転車利用者、特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの利用者に対する指導取締りの強化

6 救助・救急活動の充実

7 被害者等支援の充実と推進

犯罪被害者等支援ワンストップサービス制度の活用推進

8 道路交通事故原因の総合的な調査研究

第2章 鉄道交通の安全

数値目標：① 列車の運転による乗客の死者数ゼロ
② 鉄道運転事故全体の死者数減少

主な取組：鉄道交通環境の整備、鉄道の安全な運行の確保 等

第3章 踏切道における交通の安全

数値目標：踏切事故件数ゼロ

主な取組：踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 等